

地域母子保健の向上に関する衛生行政学的研究 (都道府県保健医療計画における母子保健業務の内容分析)

野村 瞭*

要約：都道府県保健医療計画において、母子保健業務がどのように記述されているかを調査した。

見出し語：健康教育：保健指導，健康診査，ハイリスク対象者，心身障害児

研究方法：昭和63年1月末日までに策定された青森県、山形県、神奈川県等17県の保健医療計画の記述内容について、(1) 母子保健業務の課題 (2) 目標の設定 (3) 地域ブロックの計画策定 (4) 医療、福祉、教育領域との連携 (5) 地域組織の活用 (6) 県と市町村の関係という観点から分析調査した。

- (4) 医療機関、学校との連携の重要性を指摘した計画が多かった。
- (5) 県と市町村の連携の重要性あるいは機能分担の明確化を指摘した計画が多かった。
- (6) 具体的な目標の設定あるいは地域ブロックの計画策定について記述した計画は殆どみられなかった。

結果・考察：

- (1) 17県のうち、母子保健業務について記述がなかったのが7県あったが、これは必要病床数の策定など保健医療計画の必須的記載事項の先行を国が指導したためである。
- (2) 保健医療計画の任意的記載事項については一定の様式基準が示されていないので各県の内容が不統一であり、正確に全体を分析調査することは困難であった。
- (3) 母子保健業務の今後の課題または重要施策としては (ア) 健康教育・保健指導体制の充実 (イ) 健康診査の質的向上と事後処理体制の確立 (ウ) ハイリスク対象者への対策の強化 (エ) 心身障害児発生予防・療育システムの確立 等を挙げた計画が多かった。

* 岡山県環境保健部

(4) 福祉、教育等社会システムとの連携と今後のあり方

高野 陽・黒羽弥生（国立公衆衛生院）

福祉との連携は、これまでは、主として、保護を目的とした連携が多く、障害や疾病異常を有するものに対する援助が中心であった。この連携は、当然今後も持続しなければならぬが、乳児死亡率の低下や疾病構造の変化に伴い、これからの母子保健では、よりよい健康を目標とする保健活動が主流を占めるようになる。その際の福祉との連携は、むしろ健全育成領域で、母性、思春期、乳幼児にと幅広く関連があり、何れの時期にも重要である。

現在、児童の健全育成領域は、児童福祉法に基づいて運用されているが、比較的年齢が高いものを扱うことが多い。しかし、乳幼児に対する健全育成も単に保育という視点だけでは十分とは言えない。即ち、保育所との連携はある程度はできているが、他の社会資源の活用についても考慮し、健全育成との連携をより強めることができるものと思われる。

保育所との連携の具体的なものの例として、乳幼児健診において発達上の改善が必要とみとめられた例に対する措置が挙げられている。これは育成領域での連携とみなせるが、保育という枠のなかで機能しているに過ぎず、障害保育もその一例である。養育機能の低下が見られる家庭が多くなっている現状では、家庭の援助に

対して多方面からの社会資源の活用が必要である。そこで健全育成の機能を有する機関として、児童館の活用を考えてみたい。

児童館は、いうまでもなく、児童福祉施設として設置されており、遊びを介して児童の健全な発達を援助する施設である。しかし、現在は、学童など比較的年齢が高いものの利用が多い。これを乳幼児とその母・家族にも利用させ、乳幼児の発達を促し、健康増進につなげようとするのである。また、保健指導の場として、母の養育態度の改善や養育意識の向上にも活用したい。その場合、保健領域と児童厚生員のそれぞれの専門性を生かした指導が期待できる。

母親の、健康面での保育に対する要請は、必ずしも高いものではないが、医師・保健婦などにその要請が集中していることから、地域の保健領域の積極的な対応が必要となる。これは、むしろ福祉側が求めていることであろうと思われる。所轄が異なることによるこれら乳幼児の健康上の問題把握の遅れや困難さの解決にもなる。また、保育領域が実施している健全育成事業に対しては、保健領域の適切な援助が必要であるにもかかわらず、その連携が十分に果たされている地域は少ない。保育所嘱託医の全国的規模の協議会が設立されることになり、今後、

嘱託医による保健領域への援助や両者の連携に関しても活躍が期待される。それと同時に、地域保健での対応も確立しなければならない。

教育との連携は、保健活動では当然のことであり、国の段階では十分でなくとも、地域の実践活動のなかでは多くの連携がみられる。しかし、「明日の母となるために学級」や葉書などによる育児相談など教育領域先行といった形で行われている事業には、まったく問題がないわけではなく、今後保健領域の適切な参加が望まれる。また、思春期の保健についても今後一層の充実が必要であり、その際学校・社会との連携は必須のものである。特に、健全育成との連携は最も重要であり、この領域に思春期の問題に堪能な職種を配していくようにすべきであろう。

学校教育との連携は、何も思春期に限ったものではなく、幼稚園や小・中学校においても密接な連携は必要である。近年、小児の成人病に関する問題が指摘されており、これなどは、教育を介した保健指導が効果的であると思われる。また事故防止についても、学校・地域を問わず共通の問題として認識させる必要があり、相互の連携が必要である。その意味では、社会教育との連携も密接でなければならない。

幼児保健は、幼稚園を抜きには考えられない。幼稚園における健康管理は、学校保健の領域で扱われるが、保育所と同様に母子保健の枠外に置かれている。疾病異常を有する幼児は、医療機関での管理下にあるが、特に異常を有すると考えられないものの健康の維持増進は、そのまま

幼稚園が母親に委ねられることになり、かならずしも適切な管理がなされている場合ばかりとは言えない。養育上の問題を有したり、さらに健康増進を図ろうとするものにとって不利な状態にならぬように、社会資源の活用を考えていくべきではなかろうか。ここでも、児童館の利用ということが浮かび上がる。保育所児童は、一日の大部分を施設で過ごすので、児童館の利用は困難であろうが、幼稚園児に対してはそのような指導が可能であろう。現代の幼児の生活からみて、将来の成人病には十分に注意させる必要があり、さらに事故防止などとともに、遊びを通じた指導は最も適していると思われる。

このように、今後福祉と教育との連携は、保健領域の重要な場面となろう。

↓ 検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用 ↓
論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります

要約:都道府県保健医療計画において、母子保健業務がどのように記述されているかを調査した。